

青梅市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年5月15日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者層の保険料減額賦課にかかる保険料率を改定したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市介護保険条例の一部を改正する条例

青梅市介護保険条例（平成12年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度から平成32年度まで」を「令和元年度から令和2年度まで」に、「20,400円」を「令和元年度にあつては20,400円、令和2年度にあつては16,800円」に改め、同条第3項中「平成31年度から平成32年度まで」を「令和元年度から令和2年度まで」に、「20,400円」とあるのは、「34,800円」を「16,800円」とあるのは、令和元年度にあつては「34,800円」、令和2年度にあつては「30,000円」に改め、同条第4項中「平成31年度から平成32年度まで」を「令和元年度から令和2年度まで」に、「20,400円」とあるのは、「40,500円」を「16,800円」とあるのは、令和元年度にあつては「40,500円」、令和2年度にあつては「39,000円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。